

株式会社ホクドー動物実験委員会規程

令和2年2月1日

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ホクドー（以下「当社」という）の動物実験規程に基づく動物実験委員会の設置により、実験の適正な実施及び動物の適切な飼育管理を図ることを目的とする。

(動物実験委員会の構成)

第2条 当社に、動物実験委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる者から機関の長が任命した委員により構成する。
 - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者、1名以上
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者、1名以上
 - (3) その他学識経験を有する者、1名以上
- 3 機関の長は、委員の中より1名委員長を指名する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、機関の長は補充委員を任命する。なお、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、動物実験規程を適正に運用するため、次の事項を調査・審議・立案し、指導・助言・諮問等を図ることを任務とする。

- 2 機関の長より動物実験の審査の諮問を受け、審議し、機関の長に審査報告書を提出する。
- 3 動物実験の実施結果を確認し、必要に応じて意見を機関の長へ答申する。
- 4 年に一度、洞爺ラボの自己点検評価を行う。詳細については動物実験規程第19条に定める。
- 5 新法規の施行、新技術の導入等により現行規程の改訂が必要と認められたときには、遅滞なく規程の改訂を機関の長へ提出する。
- 6 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞したのちも同様とする。

(委員会の運営)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

- 3 委員会の開催は、招集をもって行なわれるものだけでは無く、動物実験計画承認申請については、各委員に関連資料を電子メール等で配信し、審議することも含まれる。
- 4 委員長は、審議内容を取りまとめ議事録を作成し、その結果を各委員に報告する。ただし、通常の実験計画審査では、審査報告書の審査意見欄への記載内容をもって議事録に代える。
- 5 委員会は、当社の組織等から独立して、その審議を行う。
- 6 委員会で審議された資料及び委員会が必要と認める資料は、委員長が当社の本社社屋に5年間保存する。
- 7 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。その評決は3名以上が審議に出席したうえで、出席した委員の過半数をもって決する。なお、同数の場合は委員長判断とする。

(実験計画の審査・承認)

第6条 機関の長より動物実験計画承認申請書等が提出された場合、委員会はその計画内容を審査する。

- 2 委員会は、審査指示を受けた案件を審議し、その審査結果を動物実験委員会審査報告書(様式4)に記し機関の長に提出する。
- 3 機関の長は、委員会からの審査報告書の内容を参考とし、速やかに下記に示すいずれかの判断結果を動物実験審査通知書(様式5)に記し試験責任者に通知する。
 - (1) 承認可
 - (2) 条件付承認(継続審査)
 - (3) 承認不可

(実施結果の報告)

第7条 試験責任者は実験期間終了後速やかに、動物実験終了報告書(様式6)を動物実験委員会委員長に提出する。

- 2 委員会委員長は試験責任者から提出された報告内容が、動物実験に関する法令及び当社を規程等に適合していることを確認し、必要に応じて各委員から意見を聴取し、それを取りまとめ機関の長に提出する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、動物実験委員会の審議を経た後、機関の長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

- 2 令和元年12月1日一部改訂
- 3 令和2年2月1日一部改訂